

議案第146号

さいたま市下水道条例の一部を改正する条例の制定について  
さいたま市下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年9月4日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市下水道条例の一部を改正する条例

さいたま市下水道条例（平成13年さいたま市条例第270号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(除害施設の設置) 第10条 [略] 2 法の規定により次に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を利用する者は、除害施設を設けてこれをしなければならない。 (1)～(9) [略] (10) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で水質汚濁防止法第29条の規定による条例により当該公共下水道（当該公共下水道が法第6条第5号に規定する流域関連公共下水道である場合には、当該公共下水道が接続する流域下水道）からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第5号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌数を除く。）当該排水基準に係る数値 3 [略]	(除害施設の設置) 第10条 [略] 2 法の規定により次に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を利用する者は、除害施設を設けてこれをしなければならない。 (1)～(9) [略] (10) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で水質汚濁防止法第29条の規定による条例により当該公共下水道（当該公共下水道が法第6条第5号に規定する流域関連公共下水道である場合には、当該公共下水道が接続する流域下水道）からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第5号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌群数を除く。）当該排水基準に係る数値 3 [略]

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。